

4 参考資料

平成21年度における情報公表手数料予定額

平成21年6月19日現在
(円)

都道府県名	公表事務手数料		調査事務手数料		合計手数料額	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
全国平均	10,674	9,683	33,685	24,591	44,359	34,274
北海道	10,200	10,200	35,300	35,300	45,500	45,500*
青森県	12,000	10,000	33,000	24,000	45,000	34,000
岩手県	12,000	10,000	37,300	26,000	49,300	36,000
宮城県	10,000	10,000	32,344	24,000	42,344	34,000
秋田県	10,000	10,000	32,192	27,183	42,192	37,183
山形県	10,000	9,500	30,188	18,060	40,188	27,560
福島県	11,000	11,000	32,333	25,750	43,333	36,750
茨城県	10,000	9,000	33,600	23,220	43,600	32,220
栃木県	12,500	11,000	37,500	28,357	50,000	39,357
群馬県	9,000	9,000	32,438	23,000	41,438	32,000
埼玉県	8,900	8,900	29,588	21,567	38,488	30,467
千葉県	8,800	8,800	27,833	18,382	36,633	27,182
東京都	10,400	8,000	30,300	18,300	40,700	26,300
神奈川県	8,000	7,600	32,038	22,428	40,038	30,028
新潟県	10,500	9,200	33,472	26,134	43,972	35,334
富山県	11,000	11,000	28,656	21,760	39,656	32,760
石川県	11,000	11,000	29,625	24,000	40,625	35,000
福井県	11,000	11,000	28,281	20,120	39,281	31,120
山梨県	13,000	13,000	31,000	22,000	44,000	35,000
長野県	12,000	10,300	31,163	23,918	43,163	34,218
岐阜県	8,000	8,000	30,000	20,500	38,000	28,500
静岡県	8,000	8,000	32,188	24,800	40,188	32,800
愛知県	8,200	8,200	31,500	21,782	39,700	29,982
三重県	10,900	10,000	26,700	19,400	37,600	29,400
滋賀県	11,000	10,000	31,292	22,000	42,292	32,000
京都府	11,000	9,000	36,000	23,600	47,000	32,600
大阪府	8,000	8,000	35,000	25,000	43,000	33,000
兵庫県	10,000	7,000	39,000	26,500	49,000	33,500
奈良県	11,000	9,000	31,500	25,840	42,500	34,840
和歌山県	9,500	9,500	29,109	20,079	38,609	29,579
鳥取県	9,500	9,500	36,388	36,388	45,888	45,888
島根県	15,000	9,000	45,000	27,400	60,000	36,400
岡山県	14,000	10,000	40,000	30,000	54,000	40,000
広島県	15,000	10,900	36,800	28,100	51,800	39,000
山口県	12,000	10,000	40,000	28,156	52,000	38,156
徳島県	11,000	11,000	36,000	26,000	47,000	37,000
香川県	10,800	10,000	33,200	28,000	44,000	38,000
愛媛県	11,000	9,500	41,000	29,000	52,000	38,500
高知県	14,500	10,000	37,000	26,000	51,500	36,000
福岡県	9,000	9,000	31,000	22,000	40,000	31,000
佐賀県	9,000	9,000	27,875	16,800	36,875	25,800
長崎県	10,000	10,000	36,000	26,500	46,000	36,500
熊本県	10,000	10,000	35,000	24,000	45,000	34,000
大分県	10,000	10,000	35,000	25,000	45,000	35,000
宮崎県	10,000	9,000	34,833	25,620	44,833	34,620
鹿児島県	12,000	12,000	37,647	25,818	49,647	37,818
沖縄県	12,000	11,000	40,000	28,000	52,000	39,000

※ サービス別に手数料を設定している場合は、その単純平均額を表記している。

※ 調査時点（6月19日）において改訂後手数料予定額が未定の都道府県（*）に関しては、調査時点の手数を記載している。

介護保険法	介護保険法施行令(政令)	介護保険法施行規則(省令)
<p>第10節 介護サービス情報の公表</p> <p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第115条の35 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者(以下「介護サービス事業者」という。)は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者の指定又は介護老人保健施設の許可を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の(Ⅰ)厚生労働省令で定めるサービス(以下「介護サービス」という。)の提供を開始しようとするときその他(Ⅱ)厚生労働省令で定めるときは、(①)政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報(介護サービス内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして(Ⅲ)厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を、当該介護サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p>	<p>(①)</p> <p>第37条の2 法第115条の35第1項の規定による介護サービス情報の報告(以下この条において「報告」という。)は、都道府県知事が毎年定める報告に関する計画に従い、行うものとする。</p> <p>2 前項の計画には、都道府県知事が、その管轄する地域における介護サービス(法第115条の35第1項に規定する介護サービスをいう。)の提供の状況を勘案し、報告の方法、期限その他の(①)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>(Ⅰ)</p> <p>(法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービス)</p> <p>第140条の43 法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(第14条第四号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第2において同じ。)、特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。別表第2において同じ。)、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。別表第2において同じ。)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス(法第8条第二十六項に規定する療養病床等における入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。別表第2において同じ。)、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護(第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。別表第2において同じ。)、介護予防特定施設入居者生活介護(養護老人ホームに係るものを除く。別表第2において同じ。)、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護とする。</p>

2 前項の規定にかかわらず、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護（以下この条において「訪問看護等」という。）のうち、法第71条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、法第72条第1項本文の規定により居宅サービスに係る法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設、又は法第115条の10において準用する法第71条第1項本文及び第72条第1項本文の規定により、介護予防サービスに係る法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた病院等、介護老人保健施設若しくは介護療養型医療施設であつて、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない者によつて行われる訪問看護等については、法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるサービスとしない。

(II)

(法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるとき)

第140条の44 法第115条の35第1項の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げる基準に該当する事業所以外のものについて、令第37条の2第1項に規定する計画（以下この条及び第140条の48において「計画」という。）で定められたときとする。

一 第140条の48第1号の計画の基準日前の1年間において、提供を行った介護サービス（法第115条の35第1項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。）に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅

介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価（以下この号において「介護サービスの対価」という。）として支払いを受けた金額が百万円以下であるもの（介護サービスを提供する事業所又は施設において、次の区分に掲げる介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であって、それぞれ当該区分に掲げる他の介護サービスの対価として支払いを受けた金額が百万円を超えるものを除く。）

イ 訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護

ロ 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護

ハ 訪問看護、指定居宅サービス等基準第105条の2に規定する指定療養通所介護（以下この号及び別表第2において「指定療養通所介護」という。）、介護予防訪問看護

ニ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション

ホ 通所介護（指定療養通所介護を除く。）、指定療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

ヘ 通所リハビリテーション、指定療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション

ト 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護予防短期入所生活介護

チ 第14条第1号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第2において「短期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）、介護老人保健施設、第22条の14第1号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第2において「介護予防短

期入所療養介護（介護老人保健施設）」という。）

リ 第14条第2号又は第3号で定める施設において提供される短期入所療養介護（別表第2において「短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）、介護療養型医療施設、第22条の14第2号又は第3号で定める施設において提供される介護予防短期入所療養介護（別表第2において「介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）」という。）

ヌ 有料老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準第192条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第2において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、有料老人ホームにおいて提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準第253条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この号及び別表第2において同じ。）を除く。）、有料老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ル 軽費老人ホームにおいて提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、軽費老人ホームにおいて提供される

介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、軽費老人ホームにおいて提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

フ 適合高齢者専用賃貸住宅において提供される特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される地域密着型特定施設入居者生活介護、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）、適合高齢者専用賃貸住宅において提供される外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

ワ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

カ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

ク 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(III)

(法第115条の35第1項の厚生労働省令で定める情報)

第140条の45 法第115条の35第1項の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの提供を開始しようとするときあつては別表第1に掲げる項目に関するものとし、同項の厚生労働省令で定めるときあつては別表第1及び別表第2に掲げる項目に関するものとする。

(IV)

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受

けたときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち (IV) 厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うものとする。

(法第115条の35第2項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第140条の46 法第115条の35第2項

の厚生労働省令で定める介護サービス情報(法第115条の35第1項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。)は、別表第2に掲げる項目に関する情報とする。

3 都道府県知事は、前項の規定による調査が終了した後、第1項の規定による報告の内容及び前項の規定による調査の結果のうち (V) 厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。

(V)
(法第115条の35第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果)

第140条の47 法第115条の35第3項の厚生労働省令で定める報告の内容及び調査の結果は、別表第1に掲げる項目に関する情報に係る報告の内容及び別表第2に掲げる項目に関する情報に係る調査の結果とする。

4 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第2項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

5 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者に対して前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定をした市町村長に通知しなければならない。

6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者若しくは指定介護予防サービス事業者又は指定介護老人福祉施設、介

護老人保健施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者が第4項の規定による命令に従わないときは、当該指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設の指定若しくは介護老人保健施設の許可を取り消し、又は期間を定めてその指定若しくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

7 都道府県知事は、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者が第4項の規定による命令に従わない場合において、当該指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

(指定調査機関の指定)

第115条の36 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定調査機関」という。）に、前条第2項の調査の実施に関する事務（以下「調査事務」という。）を行わせることができる。

(指定調査機関の指定の基準)

第37条の3 都道府県知事は、指定調査機関（法第115条の36第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その指定をしてはならない。この場合において、指定に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 申請者が、調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を公正かつ適確に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものとして(2)厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 三 申請者の役員又は法人の種類に応じて(3)厚生労働省令で定める構成員若しくは職員の構成が調査事務の公正な実施に支障を及ぼす

(指定調査機関の指定の申請)

第140条の49 法第115条の36第1項の指定を受けようとする者は、その調査を行おうとする介護サービスの種類ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- 二 調査事務（法第115条の36第1項に規定する調査事務をいう。以下同じ。）を行う事務所の名称及び所在地
- 三 申請者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書又は条例等
- 四 当該申請に係る事業の開始予定年月日
- 五 当該申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- 六 当該申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

おそれがあるとき。

- 四 前号に定めるもののほか、申請者が、調査事務が不公正になるおそれがないものとして
(④) 厚生労働省令で定める基準に適合していないとき。
- 五 申請者が、法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 六 申請者が、第37条の10第1項の規定により指定調査機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第37条の11において準用する第37条の10第1項の規定により指定情報公表センター（法第115条の42第1項に規定する指定情報公表センターをいう。第37条の11において同じ。）の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であるとき。
- 八 申請者の役員のうち、第5号に該当する者があるとき。

(指定調査機関の指定の公示等)

第37条の4 都道府県知事は、指定調査機関の指定をしたときは、当該指定調査機関の名称及び住所並びに調査事務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 指定調査機関は、その名称若しくは住所又は調査事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

- 七 当該申請に係る意思の決定を証する書類
- 八 役員の氏名及び経歴、法人の種類に応じて次条第2項各号に定める構成員の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合
- 九 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十 調査事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 十一 申請者が令第37条の3各号に該当しないものであることを誓約する書面
- 十二 調査を行おうとする介護サービスの種類、当該調査を行おうとする介護サービスの種類ごとの調査実施可能件数及び調査員(法第115条の37第2項に規定する調査員をいう。以下同じ。)の数
- 十三 調査に関する苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 十四 その他指定に関し必要と認める事項

(②)

(指定調査機関の指定の基準)

第140条の50 令第37条の3第2号に規定する厚生労働省令で定める基準は、職員、設備、調査事務の実施の方法その他の調査事務の実施に関する計画が、調査事務の公正かつ適確な実施のために適切なものであることとする。

(③)

- 2 令第37条の3第3号に規定する厚生労働省令で定める構成員は、次に掲げる法人の種類に応じて、当該各号に定める者とする。
 - 一 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定に基づき設立された法人 社員
 - 二 合名会社、合資会社又は合同会社 社員
 - 三 株式会社 株主
 - 四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前3号に定める者に類するもの

		<p>(④)</p> <p>3 令第37条の3第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 指定を受けようとする者が調査を行おうとする介護サービスを自ら提供していないこと。二 調査事務に関する事業に係る経理は、他の事業の経理と区分して行うものであること。三 前2号に掲げるほか、指定を受けようとする者の行う他の事業が調査事務の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。
<p>2 前項の指定は、都道府県の区域ごとに、その指定を受けようとする者の申請により、当該都道府県知事が行う。</p>		
<p>3 都道府県は、地方自治法第227条の規定に基づき調査事務に係る手数料を徴収する場合には、第1項の規定により指定調査機関が行う前条第2項の調査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定調査機関に納めさせ、その収入とすることができる。</p>		
	<p>(調査の方法)</p> <p>第37条の5 指定調査機関は、公正に、かつ、都道府県知事が毎年定める調査事務に関する計画に従い、調査事務を行わなければならない。</p> <p>2 前項の計画には、調査事務の対象となる介護サービス事業者（法第115条の35第1項に規定する介護サービス事業者をいう。）の名称、調査を行うべき時期その他の(⑤)厚生労働省令で定める事項を記載するものとする。</p> <p>3 都道府県知事は、調査事務の方法が適当でないときは、指定調査機関に対し、その方法を改善すべきことを命ずることができる。</p>	<p>(⑤)</p> <p>(令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項)</p> <p>第140条の52 令第37条の5第2項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 計画（令第37条の5第1項に規定する計画をいう。）の期間二 介護サービス事業者ごとの調査を行う月三 介護サービス事業者に対し、調査を行う指定調査機関（法第115条の36第1項に規定する指定調査機関をいう。以下同じ。）の名称四 その他都道府県知事が必要と認める事項

	<p>(調査事務規程) 第37条の6 指定調査機関は、調査事務の開始前に、(⑥)厚生労働省令で定める調査事務の実施に関する事項について調査事務規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により認可をした調査事務規程が調査事務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、指定調査機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。</p>	<p>(⑥) (調査事務規程の記載事項) 第140条の53 令第37条の6第1項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 調査事務を行う時間及び休日に関する事項二 調査事務を行う事務所に関する事項三 手数料の収納の方法に関する事項四 調査事務の実施の方法に関する事項五 調査事務に関する帳簿(法第115条の39に規定する帳簿をいう。次条において同じ。)の管理に関する事項六 その他調査事務の実施に関し必要な事項
<p>(調査員) 第115条の37 指定調査機関は、調査事務を行うときは、(VI)厚生労働省令で定める方法に従い、調査員に調査事務を実施させなければならない。</p>		<p>(VI) (法第115条の37第1項の厚生労働省令で定める方法) 第140条の51 法第115条の37第1項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 調査員1名以上によって行うこと。二 調査客体である介護サービス事業者を訪問し、調査客体を代表する者に対する面接調査の方法によって行うこと。
<p>2 調査員は、調査事務に関する専門的知識及び技術を有するものとして(②)政令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。</p>	<p>(②) (調査員の要件) 第37条の7 法第115条の37第2項の政令で定める調査員(以下この条において「調査員」という。)の要件は、都道府県知事又はその指定する者が(⑦)厚生労働省令で定めるところにより行う研修(以下この条において「調査員養成研修」という。)の課程を修了し、当該都道府県知事が作成する調査員名簿に登録されていることとする。</p>	<p>(⑦) (調査員養成研修) 第140条の55 令第37条の7第1項に規定する調査員養成研修(以下「調査員養成研修」という。)は、調査員として必要な専門的知識及び技術を修得させることを目的として行われるものであって、介護サービス情報の公表に関する基礎的知識、介護サービスの内容に関する基礎的知識並びに調査事務に関する専門的知識及び技術の修得に係るものをその主たる内容とし、かつ、その他の調査員として必要な専門的知識及び技術の修得に係るものをその内容に含むものとする。</p>